

○琴浦町企業向け不動産情報紹介事務実施要綱

令和 8 年 7 月 1 日

訓令第33号

(目的)

第1条 この要綱は、琴浦町内への企業の立地及び町内企業の事業拡大を支援するため、町が企業からの不動産情報の問合せに対して、町内の金融機関、不動産業者及び商工会等と連携し、企業に対して不動産情報の紹介を行う事務の実施に関し必要な事項を定めることにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 問合せ企業 町内で事業所、倉庫等の設置、事業拡大又は移転を検討しており、不動産情報の提供を希望する町内及び町外の法人又は個人(商工会や金融機関を通じて問合せのあった場合を含む。)をいう。ただし、町外の法人又は個人は以下の業種とする。

ア 製造業

イ ソフトウェア業

ウ 道路貨物運送業

エ 飲食業

オ その他の業種で、以下の要件を満たすもの

(ア) 町内に雇用を創出する見込みがあること。

(イ) 町の地域経済の発展に貢献する見込みがあること。

(ウ) 町長が特に誘致を必要と認めること。

(2) 協力機関 町と連携して不動産情報の提供に協力する以下の機関のうち、琴浦町企業向け不動産情報紹介事務協力機関登録申請書兼誓約書(様式第1号)により町に登録をし、本要綱及び金融機関においては琴浦町と金融機関の不動産情報提供に関する基本的なルール(以下「基本ルール」という。)を遵守することを誓約した機関をいう。

ア 町内に支店を有する金融機関

イ 町内に事業所を有する不動産業者のうち鳥取県宅建協会中部支部会員

ウ 琴浦町商工会

エ その他町長が認める機関

(3) 紹介事務 企業等のニーズと協力機関の不動産情報を照会した上で、問合せ企業に協力機関を紹介する事務をいう。

(4) 不動産情報 空き倉庫、空き事務所、空き土地、その他の不動産に関する情報をいう。

(5) 企業情報 企業名、業種、所在地、担当部署、担当者名、担当者及び代表の連絡先をいう。

(基本原則)

第3条 企業向け不動産情報紹介事務に関する基本原則は、次の各号に定めるところによる。

(1) 町は、問合せ企業と協力機関との仲介役に徹し、不動産の取引自体には関与しない。

(2) 町は、問合せ企業及び協力機関の了承なしに企業情報を第三者に提供しない。

(3) 町は、本事務の運用に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守する。

(4) 町は、本事業に関連して生じた紛争には関与しない。

(問合せの受付)

第4条 問合せ企業は、企業向け不動産情報紹介事務に関する問合せ票(様式第2号)により、町に対し不動産情報の問合せを行うことができる。

2 前項の問合せをしたものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)並びに同条第2号に掲げる暴力団及び暴力団員の利益につながる活動を行うおそれがあるものについては、町は当該問合せを受け付けない。

(企業情報の取扱い)

第5条 問合せ企業から提供された企業情報は、本事務の目的の範囲内でのみ使用することとし、協力機関以外の第三者に提供してはならない。

2 町は、問合せ企業が以下の各号について情報の提供に同意しないときは、その意思を尊重し、協力機関への情報提供を行わないものとする。その場合、協力機関へは代表の連絡先を情報提供する。

(1) 担当者名

(2) 担当者直通の電話番号

(3) 担当者直通のメールアドレス

(協力機関への照会)

第6条 町は、第4条の問合せを受けたときは、協力機関に対して希望する条件に合致する不動産情報の有無及び情報を有するときは当該物件情報を、メールにより照会するものとする。

2 町は、前項の照会に際し、企業情報の提供は必要と認められる範囲内で、協力機関に提供できるものとする。

(情報の提供及び紹介)

第7条 協力機関は、前条の照会に対し、該当する不動産情報の有無及び情報を有するときは物件情報を、町に回答するものとする。

2 協力機関は、照会を受けた日から10営業日以内にメールにより回答するものとする。

3 町は、協力機関から不動産情報を有すると回答があったときは、問合せ企業に対し、当該協力機関の名称及び連絡先を通知し、紹介するものとする。

4 宅地建物取引業者ではない金融機関や商工会が不動産情報を有する場合は、町に対してその旨を回答するとともに、仲介する不動産業者を併せて報告するものとする。

5 協力機関のうち、複数の金融機関から同一物件の情報提供があった場合は、代表金融機関を決定するものとする。

6 町は、全ての協力機関から該当する不動産情報を有しないと回答があったときは、問合せ企業に対して、その旨を通知する。

(直接交渉及び契約)

第8条 問合せ企業と協力機関は、前条第3項の紹介を受けた後、当該物件の詳細確認、内見、交渉及び契約等について、直接行うものとし、町はこれに関与しないものとする。

- 2 町は、問合せ企業と協力機関との間で行われる交渉、契約及びこれらによって発生した損害又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(手数料の徴収禁止)

第9条 町は、本要綱に基づく紹介事務に関し、問合せ企業及び協力機関から手数料等の報酬を一切徴収しない。

(個人情報及び秘密情報の保護)

第10条 町及び協力機関は、本事務を通じて知り得た個人情報及び秘密情報を適切に管理し、本事務の目的以外に使用してはならない。

- 2 協力機関は、本事務を通じて受け取った企業情報を、第三者に提供するなど本事務の目的以外に使用してはならない。

- 3 町は、本事務の運用に当たり、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

(記録の保存)

第11条 町は、照会及び紹介の経過を適切に記録し、5年間保存するものとする。

(協力機関の登録の取消し)

第12条 町は、協力機関が本要綱に違反し、個人情報を不正に利用した場合、又は本要綱を遵守することを誓約した誓約書の内容に反する行為を行った場合は、当該協力機関に対して弁明の機会を付与した上で、協力機関の登録を取り消すことができる。

- 2 町は、協力機関の登録を取り消した場合、その旨を速やかに当該協力機関に通知するものとする。

- 3 協力機関の登録が取り消された場合、登録取消し前に紹介された案件については、問合せ企業と協力機関との間で既に交渉が進行している場合があるため、町は当該案件に関与しないものとする。

- 4 登録を取り消された協力機関が再度登録を希望する場合は、新規登録と同じ手続きを行うものとする。

(苦情・相談への対応)

第13条 町は、本事務に関連する苦情や相談があったときは、誠意をもって対応するものとする。

- 2 町は、苦情や相談を受けた場合、その内容を記録し、適切に管理するものとする。

- 3 町は、問合せ企業と協力機関の間で生じた紛争については関与しない。

(協力機関の登録更新)

第14条 協力機関の登録の有効期間は、登録日から3年とする。

2 前項の有効期間の満了時に、協力機関が本要綱に違反していない場合は、協力機関の登録は自動的に3年間更新される。協力機関が登録の更新を希望しない場合は、有効期限の満了の1ヵ月前までに、町に対してその旨を届け出るものとする。

3 協力機関が廃業等により業務を行わなくなった場合は、当該廃業等の日をもって、協力機関の登録は失効するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

琴浦町企業向け不動産情報紹介事務協力機関登録申請書兼誓約書

申請日： 年 月 日

1 登録申請書

機関名		
機関の種別	(該当するものに✓をつけてください) ☐ 金融機関 ☐ 不動産業者（鳥取県宅建協会中部支部会員） ☐ 琴浦町商工会 ☐ その他（ ）	
所在地	〒	
代表者名		
担当者名		
電話番号	事務連絡・照会用 (代表・直通)	
	問合せ企業提供用 (代表・直通)	
メールアドレス	事務連絡・照会用 (代表・直通)	
	問合せ企業提供用 (代表・直通)	

2 誓約書

琴浦町企業向け不動産情報紹介事務実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、協力機関として登録されることを申請するにあたり、以下のとおり誓約します。

(1) 要綱の遵守

要綱の規定を遵守し、本事務に協力すること。

金融機関及び商工会においては、併せて、琴浦町と金融機関の不動産情

報提供に関する基本的なルールを遵守し、本事務に協力すること。

(2) 個人情報及び企業情報の保護

本事務を通じて知り得た個人情報、企業情報及び秘密情報に係る以下の取扱いに関すること。

- ① 本事務の目的以外に使用しないこと
- ② 第三者に提供しないこと
- ③ 適切に管理すること
- ④ 本事務が終了した後も、適切に管理すること

(3) 照会への回答

琴浦町からの物件情報に関する照会に対して、照会を受けた日から 10 営業日以内に回答すること。

(4) 暴力団排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づき、暴力団及び暴力団員と関係を有しないこと。

(5) 登録情報の変更報告

登録した情報（住所、連絡先、担当者等）に変更が生じた場合は、速やかに琴浦町に報告すること。

(6) 登録の取消し事由の理解

以下の場合に登録が取り消されることを理解し、同意すること。

- ① 要綱に違反し、個人情報を不正に利用した場合
- ② 本誓約書の内容に反する行為を行った場合
- ③ その他、琴浦町が登録取消しの必要があると判断した場合

(7) 紛争への関与を求めないこと

本事務に関連して問い合わせ企業と発生した紛争について、琴浦町に対して関与を求めないこと。

上記の内容に同意し、本誓約書に署名します。

機 関 名：

代表者名：

様式第2号（第4条関係）

企業向け不動産情報紹介事務に関する問合せ票（案）

問 合 せ 企 業 の 情 報	企 業 名		
	業 種	製造業 ・ ソフトウェア業 ・ 道路貨物運送業 ・ 飲食業 ・ その他（ ）	
	所 在 地	〒	
	担当部署		
	担当者名 ※		
	担 当 者 連 絡 先 ※	電 話 （直通）	
		メ ー ル （直通）	
	※ 協力機関へ不動産情報を照会する際に、連絡先を提供することについて 同 意 ・ 不同意 「琴浦町企業向け不動産情報紹介事務実施要綱」第5条第2項関係		
	不同意の場合 連 絡 先	電 話 （代表）	
メ ー ル （代表）			
希 望 す る 不 動 産	場 所		
	物 件	土 地 ・ 建 物 （売 却 ・ 賃 貸） （売 却 ・ 賃 貸）	
	面 積	土 地	m ²
		建 物	m ²
	利用目的	具体的にお書きください。	
	特記事項	隣接する道路の幅員などの条件があれば、お書きください。	

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 4 条関係)